糸島市空き家活用推進補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、移住・定住を促進して地域を活性化することを目的として、空き家 バンクへの登録を促進し、市内の空き家の有効活用を図るため、空き家の所有者に対し、 市が予算の範囲内で交付する糸島市空き家活用推進補助金(以下「補助金」という。)に 関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「空き家」とは、空き家バンクへの登録が可能な市内に所在する一戸建ての住宅(法人が所有するものを除く。)であって、1年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家の所有者 (相続により空き家の所有者となる者を含む。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (事前協議)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に関する契約及び宅地建物取引業者との媒介契約を締結する前に、糸島市空き家活用推進補助金事前協議書(様式第1号)を市長に提出し、事前に協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による協議において、補助対象事業の実施について必要な指導及 び助言を行うことができる。

(交付申請)

- 第6条 申請者は、糸島市空き家活用推進補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる 書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めたときは、 当該書類の添付を省略することができる。
 - (1) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し

- (2) 申請者が相続人であることを証する資料
- (3) 補助対象経費が分かる見積書(相続登記の申請手続に係る費用については、糸島市 空き家活用推進補助金相続登記申請見積書(様式第3号))
- (4) 同意書(様式第4号)
- (5) 空き家の位置図及び空き家の様子が分かる写真
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、空き家ごとに1回に限り補助金の交付を申請することができる。ただし、 1回の補助金の交付の申請で複数の補助対象事業に係る補助金の交付を申請することを 妨げない。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは糸島市空き家活用推進補助金交付決定通知書(様式第5号)により、不交付を決定したときは糸島市空き家活用推進補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定するときは、空き家を空き家バンクに 登録することその他の条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

- 第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。) は、補助金の交付決定の内容に従い、適切に補助事業を行わなければならない。 (実績報告)
- 第9条 補助事業者は、補助事業及び空き家バンクへの登録が完了したときは、速やかに 糸島市空き家活用推進補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めたときは、当該書類の添付 を省略することができる。
 - (1) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し
 - (2) 残置物の処理が適正に行われたことを証する書類
 - (3) 空き家の様子が分かる写真
 - (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、 適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、糸島市空き家活用推進補助 金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

- 第11条 前条の規定による補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、糸島市空き家活 用推進補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するもの とする。
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付する ものとする。

(補助金の交付の取消し等)

- 第12条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) 虚偽の申請をしたとき。
 - (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業の施行方法が不適当と認められるとき。
 - (4) その他この告示に違反したとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1	空き家又は空き家及びそ	空き家等の相続登記の申	補助対象経費の額の2分
	の敷地に係る相続登記の	請手続に要する費用であ	の1に相当する額とし、
	申請手続	って、次に掲げるもの	5万円(空き家が人口減
		ア委託料	少区域(人口が減少して
		イ 官公署の証明書の発	いる区域として市長が指
2	空き家の敷地に係る相続	行に係る手数料及び通	定する区域をいう。以下
	登記の申請手続(補助対	信料	同じ。) に所在する場合
	象者が当該空き家の所有	ウ 登録免許税	は、10万円)を限度とす
	者として登記されている	エ その他市長が必要と	る。
	場合に限る。)	認める費用	
3	空き家の残置物の撤去	空き家の残置物の撤去に	補助対象経費の額(残置
		要する費用(撤去した残	物の一部を売却して収益
		置物の処分に要する費用	があった場合は、当該収
		を含む。) であって、次に	益に相当する額を控除し
		掲げるもの	た額) の2分の1に相当

ア 一般廃棄物の収集及	する額とし、15万円(空
び運搬の委託料	き家が人口減少区域に所
イ 一般廃棄物の処分に	在する場合は、20万円)
係る費用	を限度とする。
ウ その他市長が必要と	
認める費用	

糸島市空き家活用推進補助金事前協議書

年 月 日

糸島市長 様

住所

氏名

電話

糸島市空き家活用推進補助金交付規程第5条の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 対象の空き家等

補助事業	□ 相続登記申請手続 □ 残置物撤去				
対象の空き家等	□ 空き家 □ 敷地				
空き家等の所在地	糸島市				
居住がない期間	□ 1年以上 □ 1年未満				
媒介契約の状況	□なし□あり				
都市計画区域区分	□ 市街化区域 □ 市街化区域外				
東を安然の託士老	空き家				
空き家等の所有者	敷地				
着手予定	年 月				
完了見込	年 月				

2 協議内容

糸島市空き家活用推進補助金交付申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住所 氏名 電話

糸島市空き家活用推進補助金の交付を受けたいので、糸島市空き家活用推進補助金交付 規程第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

補助事業	□ 相続登記の申請手続 □ 残置物撤去					
対象の空き家等	□ 空き家	□ 敷均	Įι			
空き家等の所在地	糸島市					
媒介契約の状況	ロなし	□ あり	(年 月	日)	
都市計画区域区分	□ 市街化区域	戊 □ 市街(匕区域外			
党を学校の正大学	空き家					
空き家等の所有者	敷地					
着手予定日	年	月	日			
完了予定日	年	月	日			
見積金額等	相続登記の申	請手続	円	残置物撤去		円
補助対象経費	相続登記の申	請手続	円	残置物撤去		円
大人山洼烟	相続登記の申	請手続	円	残置物撤去		円
交付申請額				合計		円

2 添付書類

- (1) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し
- (2) 申請者が相続人であることを証する資料
- (3) 補助対象経費が分かる見積書(相続登記の申請手続に係る費用については、糸島市 空き家活用推進補助金相続登記申請見積書(様式第3号))
- (4) 同意書(様式第4号)
- (5) 空き家の位置図及び空き家の様子が分かる写真
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

糸島市空き家活用推進補助金相続登記申請見積書

年 月 日

糸島市長 様

 見積者 住所

 氏名
 印

 電話

相続登記の申請手続に係る費用について、下記のとおり見積ります。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	様分

2 見積対象の空き家等

所在地	糸島市			
面積	空き家	m²	敷地	m²

3 見積額 「2 見積対象の空き家等」に係る費用に限る。

	費用				
区分	委託料	証明書発行手数料	登録免許税		
	安託符	及び通信料	生球兒 计优		
相続人及び不動産の特定	円	円			
遺産分割協議	円	円			
遺産分割協議書等の作成	円	円			
登記申請書類の収集	円	円			
登記申請手続	円	円	円		
小計	円	円	円		
合計			円		

4 その他 「3 見積額」のうち糸島市が発行した証明書発行手数料

同意書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住所 氏名(自署) 電話

私は、下記の事項について同意します。

記

- 1 市が、住民基本台帳の情報を調査すること。
- 2 市が、市税の課税及び納付の情報を調査すること。
- 3 市が、暴力団員であるか否か及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である か否かを調査すること。
- 4 市が、その他糸島市空き家活用推進補助金の交付に係る審査のために必要な情報を調査すること。
- 5 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、補助金を返還すること。
 - (1) 事前協議をする前に空き家等について宅地建物取引業者と媒介契約を締結していたこと。
 - (2) 市税を滞納していること。
 - (3) 暴力団員であること。
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者との関与があること。

糸島市空き家活用推進補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった糸島市空き家活用推進補助金について、下 記のとおり交付することに決定したので、糸島市空き家活用推進補助金交付規程第7条第 1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
 円

 2 交付決定額の内訳
 相続登記の申請手続
 円

 残置物撤去
 円
- 3 交付の条件
 - (1) 実績報告の日までに空き家バンクへの登録を完了すること。

4 その他

(1) 糸島市空き家活用推進補助金交付規程第12条に掲げる項目のいずれかに該当することが判明した場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。

糸島市空き家活用推進補助金不交付決定通知書

第 号年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった糸島市空き家活用推進補助金については、 交付しないことに決定したので、糸島市空き家活用推進補助金交付規程第7条第1項の規 定により通知します。

記

1 不交付の理由

糸島市空き家活用推進補助金実績報告書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住所 氏名 電話

年 月 日 第 号で交付決定を受けた糸島市空き家活用推進補助金の実績について、糸島市空き家活用推進補助金交付規程第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績報告

補助事業	□ 相続登記の申請手続	□ 残置物技	散去	
対象の空き家等	□ 空き家 □ 敷	也		
空き家等の所在地	糸島市			
補助事業完了日	年 月	日		
空き家バンク登録日	年 月	日		
交付決定額	相続登記の申請手続	円		
	残置物撤去	円	合計	円
実績額	相続登記の申請手続	円		
	残置物撤去	円	合計	<u>円</u>
補助対象経費	相続登記の申請手続	円		
	残置物撤去	円	合計	<u>円</u>
補助金額	相続登記の申請手続	円		
	残置物撤去	円	合計	円

2 添付書類

- (1) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し
- (2) 残置物の処理が適正に行われたことを証する書類
- (3) 空き家の様子が分かる写真
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

糸島市空き家活用推進補助金交付額確定通知書

第号年月日

様

糸島市長

年 月 日付けで提出された糸島市空き家活用推進補助金実績報告書を審査した結果、補助金の額を下記の通り確定したので、糸島市空き家活用推進補助金交付規程第10条の規定により通知します。

記

1	補助金交付確定額		円
2	補助金交付確定額の内訳	相続登記の申請手続	円
		残置物撤去	円

糸島市空き家活用推進補助金交付請求書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住所 氏名 電話

年 月 日 第 号で交付額の確定を受けた糸島市空き家活用推進補助金について、糸島市空き家活用推進補助金交付規程第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

円

2 振込先

金融機関名					本 店 支 店 出張所
預金種別口座番号	普通・当座			*	右詰めで記入
フリガナ		 ·	•		
口座名義人					